

# 公益社団法人島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

## 理事報酬に関する規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事報酬の支給に関し、定款第 26 条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第 2 条 この規定において次の各号にかかげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 執行理事とは、理事長、副理事長をいう
- (2) 通常理事とは、執行理事以外の理事をいう

### (理事報酬の種類)

第 3 条 理事の報酬は、固定報酬と執務報酬の二種とする。

### (理事報酬の限度額)

第 4 条 執行理事の固定報酬の限度額は別表のとおりとする。

2 執行理事が通常の執務に加え、協会の事業に必要な不可欠な公益目的事業に関する事、および協会の運営に係わる重要な執務をした場合は別表のとおり執務報酬を支払うことができる。

3 通常理事の報酬は、執務報酬とし、執務 1 日あたりの限度額は別表のとおりとする。

### (理事報酬の支給)

第 5 条 執行理事の固定報酬及び執務報酬は、別表に定める額を毎月 25 日に支給する。

2 通常理事の執務報酬は、理事会出席及び各部会に出席等その都度支払うものとする。

### (期間計算)

第 6 条 固定報酬は、1 日から当月末日までを 1 月として計算する。

2 理事が就任または退任した時期が前項で定める 1 月の途中であった場合の固定報酬は、前項の日数を基礎とし、日割り計算とする。

### (報酬額の改廃)

第 7 条 報酬額を改廃するには総会で決議しなければならない。

## 附 則

### (施行期日)

この規則（第3条（理事報酬の限度額）第1項の改正、第6条（報酬額の改廃）の新設、別表の改正）は、平成24年9月1日から施行する。

### (施行期日)

公益法人の設立の登記の日から施行する。

平成25年3月8日 追認

### (施行期日)

第1条第2項の新設については、平成27年9月1日から施行する。

第3条第1項及び第3条第2項の変更については、平成27年9月1日から施行する。

第4条第2項の変更については、平成27年9月1日から施行する。

### (施行期日)

第1条第2項を第2条への変更及び第2条から第6条は第3条から第7条への変更については、平成27年11月5日から施行する。

### (施行期日)

第4条第2項の新設については、令和元年9月2日から施行する。

第4条第2項を第4条第3項へ変更については、令和元年9月2日から施行する。

### (施行期日)

第3条の変更、第4条第1項及び第3項の変更、第5条第1項及び第2項の変更については、令和2年9月3日から施行する。

別 表

(第4条第1項)

執行理事 区分	報 酬 年 額	適 用
理 事 長	100万円以内	平成27年9月1日施行
副 理 事 長	60万円以内	平成27年9月1日施行

(備考) 第4条第1項における固定報酬の執務とは

- ① 非常勤理事としての通常の執務（執行理事会、理事会など各種会合）
- ② 県内外への出張
- ③ 各部における官公署等との協議（施行期日）

(施行期日)

平成27年 9月 1日 別表変更

理事長報酬月額4万円を年額100万円以内、  
副理事長報酬月額1万円を年額60万円以内に変更。

(平成27年8月28日 第4回定時社員総会承認)

(第4条第2項)

理事区分	報 酬 年 額	適 用
執 行 理 事	160万円以内	令和4年7月1日施行

(備考) 第4項第2項の執務

A：協会の事業に必要不可欠な公益目的事業に関する執務とは

- ① 測量業における主任技術者として業務遂行
- ② 執行理事が地区長を兼務する場合

B：協会の運営に係わる重要な執務とは

業務遂行方針の決定、必要な書類作成を行う場合

(施行期日)

令和 元年 9月 2日 新設

(令和元年8月30日 第8回定時社員総会承認)

令和 4年 7月 1日 別表変更

執務報酬10,000万円以内を年額160万円以内に変更

(令和4年9月1日 第11回定時社員総会承認)

別 表

(第4条第3項)

理事区分	執 務 報 酬	適 用
通 常 理 事	10,000円以内	平成30年9月1日施行

(施行期日)

平成27年 7月 1日 別表変更

理事を通常理事に名称変更。

(平成27年8月28日 第4回定時社員総会承認)